

甚風呂の事務運営について

以下の内容で施設運営部会を開きました。

日 時：平成30年8月8日（水）
午後7時30分～午後8時30分
場 所：北の町老人憩の家 1階
出席者：施設運営部会部会員9名 事務局2名
議 題：甚風呂の運営について

主な甚風呂の事務一覧

- 会計事務(スタッフの給与計算等)
 - 湯札の作製
 - 甚風呂の管理
 - ・雑務(力仕事、備品修理等)
 - ・パソコン事務
- (甚風呂入館者数の取りまとめ等)

甚風呂の運営を皆でしていくにあたり、事務の分担等について協議をしました。
その協議の中で事務の中でも湯札募金の湯札の作製が大変だという話があったので、実際の作業を知るために9月29日（土）に施設運営部会を開き、そこで皆で実際に湯札の作製を体験する場をもちました。

～湯浅の歴史について学ぼう～ 第一回目

今回の瓦版より、湯浅町の歴史をより皆さんに知ってもらうために「～湯浅の歴史について学ぼう～」というコーナーができました。
連載予定となっていますので、次号もお楽しみに！



「湯浅」の地名からわかること

「湯浅」という地名についてはいくつかの説がありますが、遠浅の海が広がっていた、つまり水（湯）が浅い、というところから「湯浅」となった、という説があります。

古い文献には「温笠」などの記述が見られるため、それがやがて「湯浅」という表現にかわっていったというのが実際のところでしょうが、遠浅の海が広がっていたことは事実としてあります。

現在、伝建地区があるあたりは、天正年間にかけて海を埋め立てて町を作ったと言われているので、鎌倉時代から室町時代の頃までは、まだ遠浅の海だったと想像できるのです。

湯浅伝建地区保存協議会

まちなみ瓦版に皆様のご要望などを掲載していきたいと思っております。ご意見・ご要望などございましたら、保存協議会委員まで連絡をお願いします。

■ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~denken-yuasa>

編集委員
半邊 宗五 楠山 吉雄
油谷 太一 妻木 良三
道津 節子

まちなみ瓦版

■平成30年10月 1日

■第41号

■発行：湯浅伝建地区保存協議会

■発行責任者：木下 智之

和媚すけ お月見コンサート

月にうたふ

～箏の音色と戯れる秋の夜～

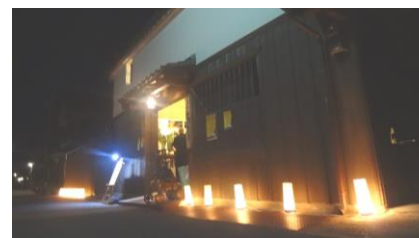


9月23日（日）18時30分～20時に太田久助吟製のまえぐらで「和媚すけ」による箏のコンサートが開催されました。

「和媚すけ」は平成28年に結成した清水利美氏と山田裕子氏による箏デュオで、主に神社での奉納演奏やイベントでの演奏活動を行っています。

コンサートには多くの方が訪れ、箏の音色に聴き入っていました。

また、まえぐらの前に置かれた行灯の暖かい光と箏の美しい音色が合間って幻想的な雰囲気をつくり、会場の前を歩かれる通行人も足を止め演奏を聴く方が多数いました。



まちなみスタンプラリー

In ギョギョっとお魚まつり



10月28日（日）のギョギョっとお魚まつりに合わせてスタンプラリーを開催します。
開催時間は11時～14時となっており、景品はガラガラ抽選で決まります。

詳細については、ギョギョっとお魚まつりのチラシにて掲載しますので、そちらをご覧ください。また、10月28日（日）～12月2日（日）甚風呂にて昭和の映画ポスター展を開催しますので、ぜひそちらへもお越しください。

まちなみ瓦版記事募集！

みなさんに瓦版づくりに参加していただき、より身近に感じてもらうために記事の募集をしています！

瓦版を通して取り上げて欲しい記事（伝建地区の疑問、できごと、話題等々）がありましたらぜひ瓦版編集委員まで！



伝建制度について

～重伝建選定から10年が経過し、
知っておいてほしいこと～

重伝建選定から10年が経過し、住民として今一度制度への理解を深めていくため、まちなみ瓦版第36号より、伝建制度についての解説を掲載しています。今回は第3回目の掲載となります。

守るべきものって??

第36号では、「現状変更行なって??」、第37号では、「修理と修景」、「補助金について」を解説しました。

伝建制度は、町並みの景観を守る仕組みです。湯浅の町並みを守る基本的ルールである保存計画には、景観を構成する要素として保存して守っていくべきものを伝統的建造物として特定しています。これを特定物件とも言います。この特定物件には、築50年以上を経過し湯浅の建築物の特徴的な要素を備えていると認められた家屋や蔵のような建築物だけではなく、家の前の水路にかかる石橋や、水路の石積、塀や井戸といったような工作物や、景観を構成する樹木や庭といった環境物件も含まれています。現在、保存計画で特定している物件は194件、そのうち建築物は138件で、工作物は51件、環境物件は5件あります。建築物以外の特定物件が約4分の1を占めていることがわかります。町並みの景観は、古い建物や、周囲の景観と調和するような修景をした建物、そして工作物や環境物件といった要素を含めて形作られています。これらを守る仕組みが伝建制度なのです。

湯浅の特定物件（工作物、環境物件）



樹木（環境物件）
※ウバメガシ



石橋（工作物）



大仙堀（工作物）



石橋（工作物）



水路の石積（工作物）



手水鉢（工作物）

湯浅町役場からのお知らせ

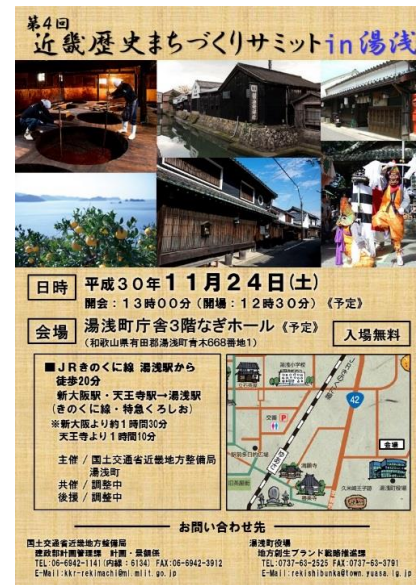
近畿歴史まちづくりサミットin湯浅

行政関係者や一般の方が集まり、歴史まちづくりについて考えるサミットです。歴史文化が生み出す観光や歴史的町並保存、歴史まちづくりについて考え、理解を深めることを目的に第4回近畿歴史まちづくりサミットを湯浅で開催します。

開催日：11月24日（土）

場 所：湯浅町役場3階なぎホール

詳細は来月発行予定の、まちなみ瓦版第42号をお待ち下さい。



湯浅町古民家活用セミナーを開催します！

以下の予定で、一般社団法人ノオトの理事 藤原 岳史 氏による「歴史的資源を活用した地域活性化について」の講演を実施します。また、講演後には、希望者に対して個別相談も行います。古民家活用にご関心のある物件所有者やホテル・カフェ等の運営事業者は、ぜひご参加ください。

【日 時】平成30年10月5日（金）14:00～16:00

【会 場】駅前多目的広場（湯浅町湯浅1077-6）

【定 員】30名

【申 込】参加ご希望の方は下記までお電話にてお申込ください。

湯浅町地方創生ブランド戦略推進課 政策企画係（0737-63-2552）

参加費
無料



北浜町 耐震性防火水槽の設置について

北浜町通りに伝建地区内2基目となる防火水槽を設置する計画となっています。

工事日等の詳細が決まりましたら回覧やこのまちなみ瓦版等でお知らせします

